

美容師制度の概要について

美容師

- 美容師免許は、美容師法(昭和32年)に基づく国家資格
- 免許取得のためには、高校を卒業後、都道府県知事が指定した美容師養成施設で2年間(原則)必要な学科・実習を修了したのち、国家試験に合格することが必要
- 美容師法に基づく指定試験機関として「公益財団法人理容師・美容師試験研修センター」を指定し、国家試験事務・登録事務を実施

管理美容師

- 管理美容師資格は、免許を受けた後3年以上業務に従事し、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者に付与
- 管理美容師制度は、美容業務の技術的管理運営の適正化及び美容施設の衛生的管理の向上並びに利用者の衛生保持のために設けられたもの

美容業の現況について

(令和元年度末現在)

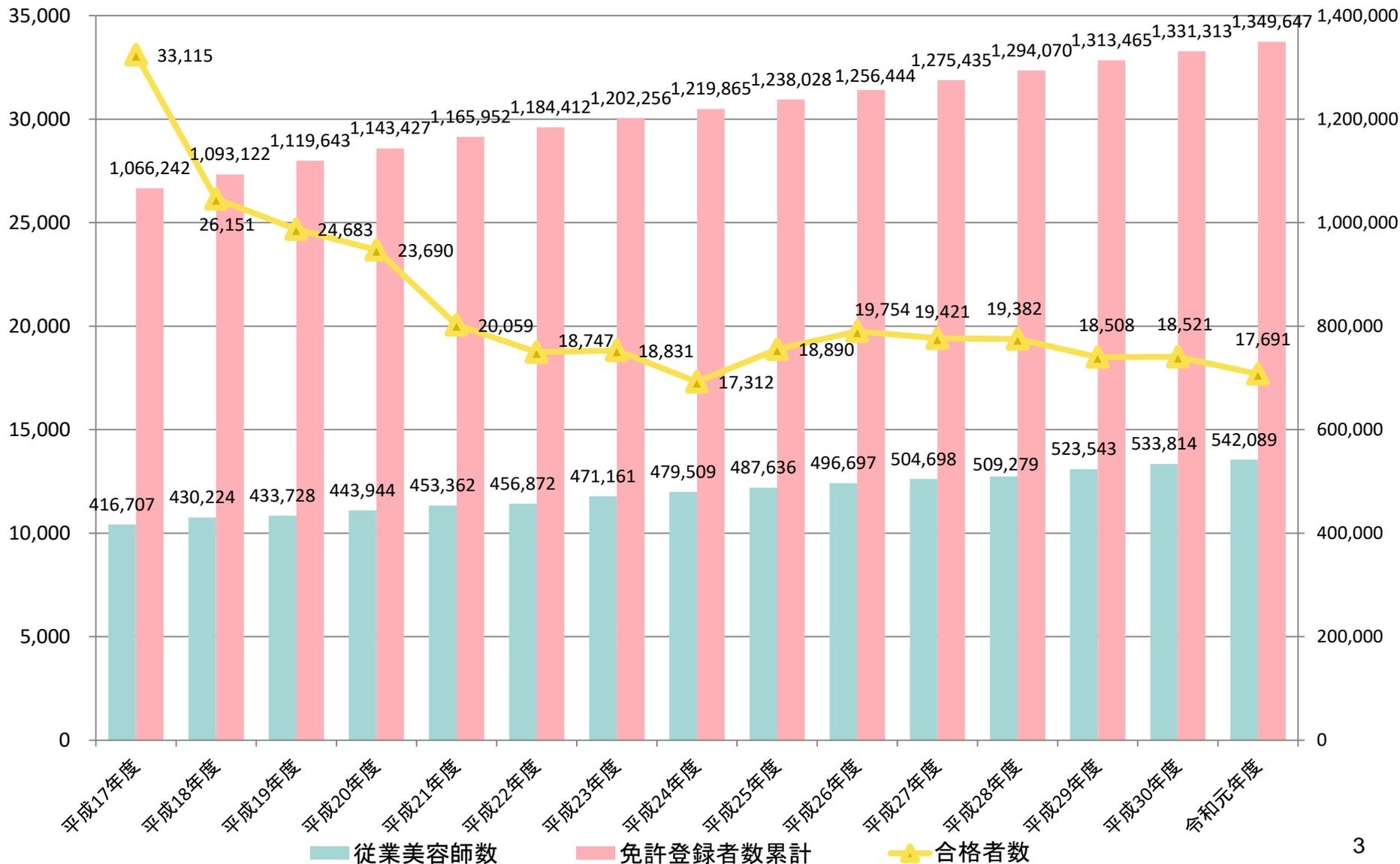
	美容業
免許登録者数 (累計)	約135万人
従業美容師数	約54万2千人
新規の免許登録者数	約1万8千人
美容所数	約25万4千施設
養成施設数 (令和2年4月1日現在)	263施設

美容師数及び美容師国家試験合格者数の推移

出典：衛生行政報告例及び(公財) 理容師美容師試験研修センターHP

国家試験合格者数（人）

免許登録者数・従業美容師数（人）



美容師の資格取得の流れ

高等学校卒業以上



美容師養成施設

○通常課程

昼間課程（2年以上）

夜間課程（2年以上）

通信課程（3年以上）

○修得者課程（※）

昼間課程（1年以上）

夜間課程（1年以上）

通信課程（1.5年以上）

※平成30年4月1日施行

※美容師の資格を有する者が他方の資格を取得する際に履修できる教科課程

美容師試験

厚生労働大臣免許

管理美容師講習会

管理美容師

美容師

美容

パーマメントウェーブ、結髪、化粧等の方法により容姿を美しくすること

管理美容師

美容師が複数いる美容所の衛生管理責任者
管理美容師は美容師の実務経験が3年以上
管理美容師指定講習会修了